

海洋水産資源開発促進法（抄）

昭和46年5月17日
法律第60号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「海洋水産資源の開発」とは、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ることをいう。

2 この法律において「海洋水産資源の利用の合理化」とは、水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することをいう。

第2章 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針

（海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の作成）

第3条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、海洋水産資源の開発及び海洋水産資源の利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する次の事項

イ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

ロ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

- ハ イの目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項
 - 二 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する次の事項
 - イ 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標
 - ロ 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域
 - 三 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する次の事項
 - イ 漁業者団体等（漁業を営む者又はその団体をいう。以下同じ。）による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針
 - ロ 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国の関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項
 - 四 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項
 - 五 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項
- 3 基本方針は、水産物の需要及び生産の動向に即するとともに、漁業に関する技術の進歩等の状況を考慮して定めるものとする。
- 4 基本方針（第2項第1号ハに掲げる事項に係る部分に限る。）は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の2の漁港漁場整備基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）及び同法第6条の3の漁港漁場整備長期計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本方針の変更）

- 第4条 農林水産大臣は、水産物の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（以下 略）

海洋水産資源開発促進法施行令（抄）

昭和46年6月24日
政令第205号

（基本方針）

第1条 海洋水産資源開発促進法（以下「法」という。）第3条第1項の基本方針は、おおむね5年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（以下 略）